

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第115号
19経第1314号
平成19年12月4日

改正 警察庁丁暴発第204号
23経第8,63号
平成23年9月13日

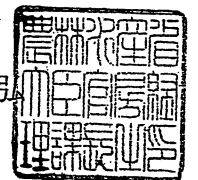
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康



農林水産省大臣官房経理課長

山 下 容



農林水産省が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と農林水産省は、都道府県警察と農林水産省の部局（発注工事等のある部局をいう。以下同じ。）の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

農林水産省においては、「「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保等について」の運用について」（平成5年6月25日付け5経第950号大臣官房経理課長通知）別紙2の指名基準の運用において、「警察当局から、〇〇長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であ

ると認められる」業者については、指名しないことを定めているが、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にする。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」とは、「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）第6条に規定する「有資格者」であって、別紙第1に定めるものをいう。

イ 当該状態が継続している場合

「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 有資格者からの排除手続の策定

ア 農林水産省の部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する「契約担当官等」をいう。以下同じ。）は、有資格者について、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの（以下「暴力団関係業者」という。）と疑われるときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会できるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該有資格者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、農林水産省大臣官房経理課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知することができるものとする。

エ 暴力団対策主管課長は、前記イにより暴力団関係業者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、契約担当官等に対し、排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、契約担当官等は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、暴力団

対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

カ 契約担当官等は、前記エによる排除要請を受けたとき又は前記オによる排除要請の取消の通知を受けたときは、速やかに部局の長（大臣官房にあっては、経理課長とする。以下「部局長」という。）に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、前記エによる排除要請を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととし

た場合又は前記オによる通知を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととした取扱いを取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる有資格者に対して文書（別記様式第5号又は第6号）により通知するとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知。以下「情報等公表通知」という。）記の1の(2)に規定する「競争参加資格等に関する事項」に該当するものとして、対象となる有資格者名等の公表（別記様式第7号）を行うものとする。

また、部局長は、別記様式第5号又は第6号の通知及び別記様式第7号の公表を行った場合は、速やかにその旨を契約担当官等に通知するものとする。

なお、発注工事等において、指名を行わない取扱いをしている有資格者の下請等の禁止については、有資格者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱うものとする。

キ 前記カにより部局長が指名排除を行った場合、契約担当官等は、当該有資格者について、前記カによる指名排除の取消が行われるまでの間、指名停止措置と同等の取扱いをすることにより、契約担当官等の発注工事等から排除するものとする。

(3) 発注工事等の契約からの排除手続の策定

ア 契約条項の定め

契約担当官等は、発注工事等の契約を締結する場合、暴力団関係業者の排除を徹底するため、暴力団関係業者の排除条項を付している「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「工事請負契約書」という。）及び「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年2月23日付け8経第263号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「業務請負契約書」という。）を使用するものとする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

イ 誓約事項の定め

(ア) 契約担当官等は、入札等（見積り合わせを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第2のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書等（見積書を含む。以下同じ。）の提出をもって誓約事項に同意したものである旨を明らかにするものとする。この際、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって入札心得等を承諾している旨を契約担当官等に提出する入札書等に記載させる措置をとるものとする。なお、入札心得等の定めのない契約担当官等においては、入札等に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（別紙第3のとおり。）を提出させるものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)で定めた「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札等に参加させないものとする。

ウ 入札等の無効の措置

(ア) 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札書等を無効とするものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)の措置を講ずることを入札心得等により明らかにしなければならない。ただし、入札心得等の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

エ 照会及び通知の手続

入札者等、落札者、既に契約を締結した相手方、再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負を対象とする。）及び再請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は再請負人等について、暴力団関係業者と疑われるときの照会手続及び暴力団関係業者である旨の通知手続については、前記(2)アからエまで準用するものとする。

オ 契約解除

契約担当官等は、工事請負契約書及び業務請負契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

カ 契約解除後の措置

契約担当官等は、契約を解除した相手方のうち有資格者については、以後、発注工事等からの指名を行わないこととし、その手続にあつては、前記(2)オ及びカを準用するものとする。

2 暴力団員等による不当介入の通報報告制度の導入

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等において受注者が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該受注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び警察への通報等の内容を具備した適宜の書式により発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追加するものとする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 契約担当官等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又

は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（２）不当介入の通報等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び受注者、部局職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

（３）受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第８号）により通報するものとする。

イ 契約担当官等は、前記アの通報を受けた場合は、その事実の内容について確認の上、速やかに下記（４）による措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書（別記様式第９号）により回答するものとする。

（４）実効性を確保するための措置について

契約担当官等は、前記（３）の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、速やかに部局長に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、以下の所要の措置を講ずるものとする。

ア 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和５９年４月２１日付け５９経第７１５号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要領」という。）の別表第２第１５号に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約指名停止等措置要領模範例の取扱いについて」（平成３年５月２８日付け３経第９１１号大臣官房経理課長通知）記の７の（７）のイに規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

この場合、指名停止期間については、措置要領第３第３項「情状酌量すべき特別の事由がある」ものとして、原則として２週間とする。

なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要領第１０に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」

という。)を行うものとする。

イ 工事成績評定への反映

「請負工事成績評定要領の制定について」(平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知)に基づき、前記アによる指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点、工事成績評定点を減点するものとする。

ウ 警察への通報等又は発注者への報告を怠った旨の公表

前記アによる指名停止を受けた者については、情報等公表通知記の1の(7)で公表することとされている指名停止措置に関する事項として、暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を行うことを怠った旨を明記するものとする。

エ 下請等の禁止

前記アによる指名停止を受けた者については、措置要領第8に規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

3 その他

- (1) 前記1及び前記2について、暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び契約担当官等において、その都度協議の上決定するものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

別紙第1

暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるもの

1 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

誓 約 書 (例)

☐ 私

☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の役職名、氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。 □□県警察本部暴力団対策主管課長 殿 契約担当官等 印			

- ※1 記1(2)アにおいて、役職名、氏名、生年月日及び住所については、「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」(平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知)第17条又は第20条に基づいて提出される書類により確認できる範囲において記載する。
- ※2 記1(3)エにおいて、役職名、氏名、生年月日及び住所については、「暴力団排除に関する誓約事項」又は「暴力団排除に関する誓約書」に基づいて入札者等から提出される役員名簿及び登記簿謄本の写しにより確認できる範囲において記載する。

契約担当官等 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく回答について

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、平成○年○月○日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 照会にかかる調査結果

- ・ 該当する
- ・ 該当しない

5 理由

6 その他

農林水産省大臣官房経理課長 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通知について

下記の有資格者において、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので通知します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 該当する理由

5 その他

文 書 番 号
平成 年 月 日

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	平成○年○月○日付け排除要請のあった上記の者について、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に引き続き該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。 □□県警察本部暴力団対策主管課長 殿 契約担当官等 印			

文 書 番 号

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

部 局 長 印

指 名 除 外 通 知 書

この度、貴××建設（株）に関し、□□県警察本部から別添のとおり発注工事等からの排除要請の通知を受けたため、平成○年○月○日以降の□□局が発注する工事等において指名停止措置と同等の取扱いをすることとしたので通知する。

なお、□□県警察本部から排除要請の取消の通知があり、当局が認めた場合には、この取扱いを取り止める旨を通知する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指 名 除 外 取 消 通 知 書

平成○年○月○日付け（発番）第○号をもって□□局が発注する工事等において指名を行わない旨を通知したところであるが、□□県警察本部から排除要請の取消の通知を受け、平成○年○月○日付けで指名を行わないこととする取扱いを取り止めたので通知する。

指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：
業者の住所：
- 2 指名除外措置年月日：
- 3 指名除外措置の範囲：□□局が発注する工事等
- 4 事 実 概 要：□□県警察本部から、××建設㈱について、発注工事等からの排除要請の通知があった。（別添参照）
- 5 指名除外措置理由：警察当局が確認した事実が、「〇〇〇契約事務取扱要領第〇〇条の運用について」（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号〇〇〇〇〇〇通知）の第2項第1号関係の(3)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名基準の運用基準について

指名基準	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	以下の基準に該当する場合は指名しないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められること。

注：1 指名除外措置を取り止める場合は、「指名除外措置」を「指名除外取消措置」と、「排除要請」を「排除要請の取消し」と、指名除外取消措置理由は「警察当局が確認した事実が、「〇〇〇契約事務取扱要領第〇〇条の運用について」（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号〇〇〇〇〇〇通知）の第2項第1号関係の(3)に該当しないと認められたため、指名しないとする取扱いを取り止める。」とする。

2 警察当局からの排除要請又は排除要請の取消しの通知の写しを添付する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

契約担当官等 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

□□局発注工事等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通報）

貴□□局発注工事等の受注者が、発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、□□警察への通報等を怠ったと認められたため、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、別紙のとおり通報します。

別

紙

取扱警察

県 警察署
課

請 負 者	所在地 () —
	名 称
	代表者等 () —
不当介入に係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事等件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事等件名
受注者からの 通報、捜査上 必要な協力を 得られなかつ た事案(不当 介入の内容・ 被害の状況)	
受注者の通 報、捜査上必 要な協力につ いての対応状 況	

文 書 番 号

平成 年 月 日

□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿

契約担当官等 印

□□局発注工事等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案への対応結果について（回答）

平成○年○月○日付け（発番）第○号で通報のあった事案については、下記のとおり、当該受注者に対して、措置したので回答します。

記

1 対象業者

2 措置年月日

3 措置内容

